

一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 一宮市の新型コロナウイルスによる肺炎に関する防疫・その他の対策について、関係部局及び関係機関が連携を図り、総合的、横断的にこれを推進するため、一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対策に関すること。
- (3) 関係部署及び関係機関との調整に関すること。

(構成)

第3条 対策本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要と認める場合には、第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる者以外のものを対策本部の構成員とすることができる。
- 5 本部長が出席できないときは、副本部長がその職務を代行する。

(対策本部会議)

第4条 新型コロナウイルス感染症について、第2条の内容に関して必要な対策を講ずるため、必要に応じて本部長が一宮市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を開催することができる。

- 2 対策本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 対策本部会議の議長は、本部長が務める。
- 4 対策本部会議には、議長が必要と認める場合、第2項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる者以外のものを構成員とすることができる。

(連絡会議)

第5条 新型コロナウイルス感染症について、関係部署の連携及び情報の共有化を図り、必要な対策を講ずるため、必要に応じて本部長が一宮市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。

- 2 連絡会議は、別表第1に掲げる者から必要に応じて選出する。
- 3 連絡会議の議長は、本部長が務める。
- 4 連絡会議には、議長が必要と認める場合、第2項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる者以外のものを構成員とすることができる。

(幹事会)

第6条 所掌事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に危機管理監を、副幹事長に市民健康部長、保健所長をもって充てる。

4 幹事会には、幹事長が必要と認める場合、第2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる者以外のものを構成員とすることができる。

(庶務)

第7条 対策本部会議及び連絡会議に関する庶務は、総合政策部危機管理課及び市民健康部保健所保健総務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3、5条関係）

市長
副市長
教育長
水道事業等管理者
病院事業管理者※
総合政策部長
危機管理監
総務部長
財務部長
市民健康部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
環境部長
活力創造部長
まちづくり部長
建築担当部長
建設部長
管理担当部長
会計管理者
病院事業部長
議会事務局長
教育部長
消防長
上下水道部長

（※）病院事業管理者は、必要時のみの参加

別表第2（第6条関係）

危機管理監
市民健康部長
保健所長
危機管理課長
広報課長
保健総務課長
保健予防課長
保健衛生課長
健康支援課長
新型コロナウイルスワクチン接種推進室長
高年福祉課長
子育て支援課長
保育課長
市民病院管理課長
学校教育課長
商工観光課長
スポーツ課長
指定管理課長
博物館管理課長
図書館管理課長
公園緑地課長